

津市障がい福祉総合プラン（案）に対する意見募集の結果について

No.	ページ	該当箇所等	意見の概要	意見に対する考え方
1	P17 P70	第3章 津市障がい者計画 1 自立生活への支援 (1) 生活支援  第4章 第6期津市障がい福祉計画 2 重点課題に関する見込量及び確保方策 (2) 地域生活支援拠点等有する機能の充実	緊急事態の対応について、地域生活拠点等の整備が出来るまでの間の対策はどうなっていますか。どこか対応していただけるのでしょうか。	現在の対応について、障がい福祉課、地域障がい者支援センターが連携し、緊急時におけるショートステイの対応等を行っており、整備ができるまでの間、引き続き同様の対応を行ってまいります。
2	P28	第3章 津市障がい者計画 3 行動しやすい環境の整備 (1) 生活環境 ②防災対策の推進	避難所で集団に入ることが困難な障がい家族は、車などで避難生活をせざるを得ません、その家族に対しての対策はありますか。孤立が心配です。	指定避難所の運営に当たり、障がい者や子ども、高齢者などの多様な支援を取り入れた津市避難所運営マニュアル策定の手引きを作成し、障がい者を含む要配慮者の専用のスペースを設ける等、要配慮者に配慮した避難所運営を行うこととしています。また、長期間の避難生活が想定される場合、障がい者の状況を踏まえ、福祉避難所を開設します。
3	P44	第3章 津市障がい者計画 5 一貫して切れ目ない支援の充実 (2) 教育・育成 [現状と課題]	津市は、障がい福祉課と子育て推進課（保育担当）と共同する機会などはあるのでしょうか。 こども・子育て支援事業の方に対するコメントになるのかと思ったのですが、一通りみたのですが障害児保育の該当箇所がなさそうだったのでこちらで挙げさせてもらいました。 うちの子供は、来年修学になるのですが、地域の保育園に入園できず、離れた保育園に入りそのまま特別支援学校になる予定です。 保育園に入園できる優先順位は、虐待を受けた・受けている子、シングルマザーなどいろいろな理由が優先されると聞きましたが地域の保育園に入ることができませんでした。 保育園の時期・小さい頃に地域で通園できることが一番地域・共生などの一歩になると思います。 センターを作ったり、相談窓口を作るよりも、障害を持った子供が地域の保育園に行ける優先順位を上げることは難しいのでしょうか。（今も、優先度としては位置付けがあると思いますが） うちの子供は、地域の保育園にも行けず（保育園の優先順位の兼ね合いで）、地域の小学校にも行けず（知的能力的に）でした。もし、今後、保育園の間だけでも地域の子ども同士で関わる機会ができれば、親同士の繋がりが出来ていると思います。 保育士が不足しているとか、いろいろな理由はあると思いますが、障がい福祉課の目標などで、地域共生とか言うならまずは、そこをなんとかして欲しいと思います。 もし検討中などであれば、進捗状況を知りたいです。 よろしく願い致します。	保育所の利用にあたりましては、保育の必要性の高い人からご利用いただくための調整（利用調整）を行っています。 津市では、利用調整において世帯（児童や家庭）の状況に応じて優先利用の必要な事項に該当する場合など、一定の基準に基づいて調整させていただいております。 身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童についても、優先利用の必要な事項に該当し、また、生活の基盤となっている地域の施設を利用することが、子どもだけでなく保護者間の交流の機会にもなるため、重要であることは理解していますが、希望する保育施設において保育士の配置が困難な場合などにはご希望にそえないこともございます。 女性の就業率の向上や幼児教育・保育の無償化により保育ニーズが高まっていますので、希望する保育施設が利用できるよう、潜在保育士の復職支援など継続した保育士確保への取り組みを通じて改善を図っています。

津市障がい福祉総合プラン（案）に対する意見募集の結果について

No.	ページ	該当箇所等	意見の概要	意見に対する考え方
4	P58	第4章 第6期津市障がい福祉計画 1 障がい福祉サービス等の実績と課題 (2) 障がい福祉サービス ① 訪問系サービス 重度障害者等包括支援	三重県には事業所がないのは、必要性がなく、他の対策を取られているからでしょうか。	現在、三重県内において重度障害者等包括支援事業所は存在しておりませんが、計画相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に基づき、個々の事業所による重度訪問介護、生活介護、短期入所等のサービスを組み合わせることにより、障がい者が必要とする障がい福祉サービスを提供しています。
5	P74	第4章 第6期津市障がい福祉計画 3 障がい福祉サービス等の見込量及び確保方策 (1) 障がい福祉サービス ① 訪問系サービス 行動援護	行動援護の事業所がなく、利用者増が見込まれないと書いてありますが、重度の障がいの方が外出支援方法はどうなってますか。	現在、津市内において行動援護事業所は存在しておりませんが、重度の障がい者の外出支援については、地域生活支援事業における移動支援（その方の身体状況によっては2人介護も可能）により対応を行っています。